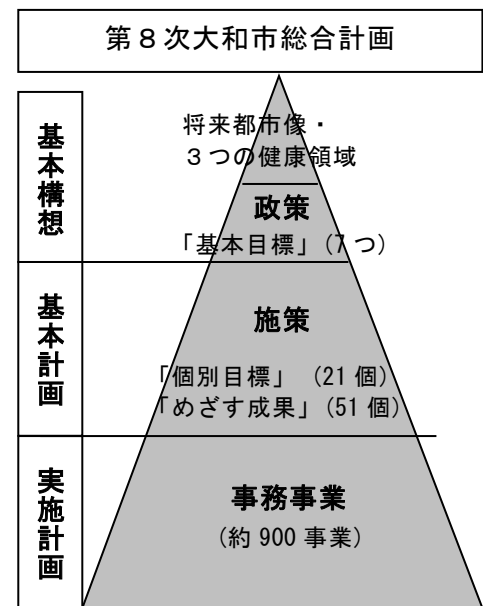


総合計画審議会の役割について

■ 大和市の総合計画について

- 本市では、平成 21 年に「健康創造都市 やまと」を将来都市像とした第 8 次大和市総合計画を策定しました。総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 つで構成しており、目標年次を平成 30 年度に設定した上で、将来都市像の実現に向けた市政運営の大きな方針を基本構想で示しています。
- また、基本構想に沿った目標と、それを達成するための施策の方向性などを、5 年を期間とする基本計画に示しており、平成 21 年度から 25 年度までを前期基本計画（期間終了）、平成 26 年度から平成 30 年度までを後期基本計画として推進しています。



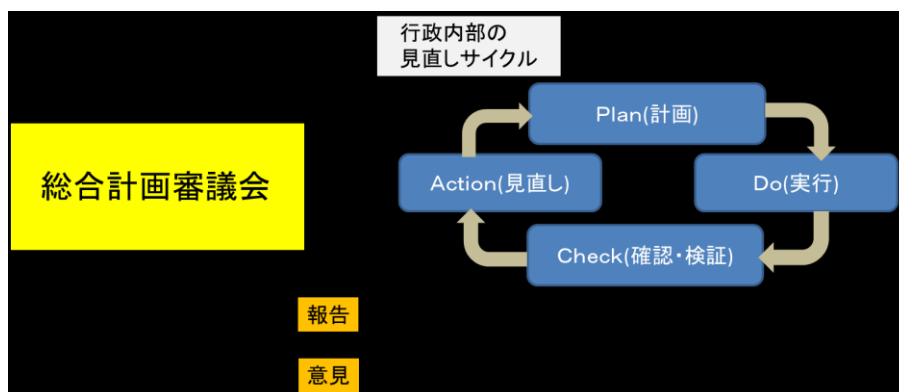
■ 総合計画審議会の役割

- 大和市総合計画審議会規則（資料 1 - 2 参照）第 2 条第 1 号には、本審議会の所掌事務として「本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。」が規定されています。
- また、同条第 2 号には「本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。」とも規定されています。
- 以上のことから、具体的には、次のような事務を担うことが想定されます。

- ① 市政における最も基本となる総合計画の策定や基本計画の改定にあたり、市長の諮問を受けて審議を行い、その結果を答申する（臨時改定が生じた際の諮問審議を含む。）



- ② 市長の諮問にかかわらず、総合計画の進行管理を行う。
- ③ 市が実施した行政評価について、客観的、中立的な視点で点検を行い、意見を述べる。（総合計画審議会が外部評価の中心的な役割を担う。）



■ 総合計画審議会委員について

(1) 委員の身分について

- ・総合計画審議会の委員については、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例により、「特別職の職員」として公務員の扱いとなります。
- ・また、大和市個人情報保護条例の適用を受け、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは認められません。職を退いた後も、同様の取扱いを受けます。
- ・大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により、公務上の災害又は通勤による災害について補償されます。

(2) 任期と報酬について

- ・任期 平成28年7月24日から2年間（平成30年7月23日まで）
- ・報酬 日額8,900円（交通費及び源泉徴収税額を含む。）